

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年 6月 4日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所 管理部門長 鈴木 健吾

1. 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 ブリ育成業務一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期限 令和8年12月15日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「調査・研究」又は「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。

① 直接交付
神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所 管理部門管理課
電話 045-788-7091
FAX 045-788-5001

② 宅配便着払いによる交付
任意書式に「ブリ育成業務入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

③ メールによる交付
任意書式に「ブリ育成業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和8年6月12日までに上記3.あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。

なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所 令和8年6月18日 11時00分
神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4
国立研究開発法人水産研究・教育機構
横浜庁舎 会議室
- (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所 令和8年6月18日 10時00分
3. ①に同じ。

6. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先
次の①及び②いずれにも該当する契約先
① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること※注2

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。
※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。
※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

- (2) 公表する情報
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
② 当機構との間の取引高
③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれか
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報
① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

- (4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

（5）その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認ください。また、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもちまして、ご了知願います。

8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：https://www.fra.go.jp/home/keiyaku/files/pledge_requestnote_contract2.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業務仕様書

1. 件名 ブリ育成業務
2. 業務目的 本業務は、ブリの夏季生残率と長期育成における効果を評価するため、当所が指定する条件のもと、ミズアブ配合飼料を用い、ブリを育成することを目的とする。
3. 業務場所 請負業者指定先
4. 業務期限 令和8年12月15日
5. 業務内容 別紙のとおり
6. 成果品提出
 - 1) 育成したブリを各区より30尾ずつ水揚げし、活け締めをおこない、担当職員による検査に合格すること。検査合格後、各区より20尾を選定、氷冷箱詰めし、当機構横浜庁舎に送付すること。さらに残りの10尾については五枚卸としたうえで、真空パックを施し、-30℃のブライン凍結をおこなった後、同じく当機構横浜庁舎に送付すること。これらの水揚げ、箱詰め(氷入り)、ブライン凍結、発送までの経費・送料については請負者が負担すること。
また、横浜庁舎へ運送する60尾以外の生存魚については、担当職員が指定する日に活け締めをおこない、検査に合格した後、別途当所が契約する運送業者へ引き渡すこと。
送付先： 神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4
 国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所横浜庁舎
 - 2) 給餌量及び育成魚の測定値を取りまとめA4サイズに印刷し、各2部を担当職員に郵送すること。
7. その他
 - 1) 6. 成果品のブリは食品になるため、水揚げ及び検査後、速やかに氷冷・箱詰めすること。
 - 2) 本業務の実施に必要な設備、電力等は、請負者が準備または負担すること。
 - 3) ブリの発送は原則、即日発送とするが天候、交通事情等により遅滞することはやむを得ない。
 - 4) 詳細については担当職員の指示に従うこと。

5. 業務内容

1) 育成魚の入手

平均体重が概ね1kg、計430尾の健康なブリを入手すること。なお、ブリ種苗の起源は天然、人工を問わないが、ブリ用3価以上混合ワクチンが注射されていること。

2) 育成生け簀設置箇所及び生け簀へのブリの搬入

ブリ類の出荷用魚を育成した実績がある箇所、もしくはその近隣とすること。

生け簀(概ね6m×6m×6m)は対照区と昆虫区の各1基ずつ用意し、15m以上100m以下離れることが望ましい。なお生け簀網は防汚染料(参考:関西ペイントのニュータイリョウ)で染めたものを使用すること。

各生け簀には200尾ずつ搬入すること。

残りの30尾については6)に則り体重を測定し、測定後の魚体については請負者が処分すること。

3) 育成期間

育成開始日は赤潮の盛期に入る8月1日以前を目標とする。育成期間は130日間を目標として、育成終了日を令和8年11月30日から12月15日までの間に育成を終了させること。なお育成終了日は令和8年11月20日までに協議の上、決定する。

4) 飼料等の給餌作業

当所より、対照区用と昆虫区用の飼料2種を支給する。

数量は各1,700kg、納品形態は20kg袋(1区画総量85袋)とする。なお飼料の追加支給は行わない。どちらかの飼料を全量使用した際には、担当職員に相談すること。

給餌は毎日あるいは隔日の定時(概ね2時間以内の範囲)に飽食量を給餌し、給餌量を記録すること。ただし、担当職員の指示により給餌回数、給餌量を増減させることがある。また、時化、雷、津波などの気象状況から給餌が困難と判断される場合は中止もやむを得ない。

支給した飼料以外のものを給餌しないこと。

対照区と昆虫区の飼料を混合したり、給餌すべき生け簀を混同しないこと。

支給飼料が残存した場合には、残存量を測定し、担当職員に報告、了承を得た上で必ず廃棄すること。なお廃棄に要する経費については請負者が負担すること。

その他の詳細については契約締結後、担当職員と打ち合わせを行うこと。

5) 育成魚の健康管理

育成期間は130日間を目標とし、個体の平均体重が開始時と比較して1.0kg以上増重させること。

疾病・赤潮等が発生した場合は担当職員へ報告し、指示を受け適切に対応すること。

魚病薬等を投入する場合は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(薬機法)を遵守して育成すること。

水質、海水温の大幅かつ急な変化や摂食量の減少等が確認された場合には速やかに担当職員と協議を行うこと。また、事故、赤潮、疾病・寄生虫発生などにより業務を中止せざるを得ない場合は、担当職員へ報告し、了承を得た上でブリの納品も中止とする。この場合のブリ廃棄に要する経費は請負者が負担すること。

6) 育成魚の斃死確認と体重測定

斃死魚の有無を目視で可能な限り1回/日以上確認し、斃死魚が出現した場合には取り上げ、日時、可能であれば斃死魚個体毎の体重を別途提示する記録用紙(別紙2)に記録すること。育成開始時に30尾を無作為に取り上げ、体重測定すること。測定後の30尾については請負者が処分し、処分費用が生じた場合には請負者が負担すること。

※水揚げ時(育成終了時)には全個体の体重を測定すること。

7) 育成環境の整備

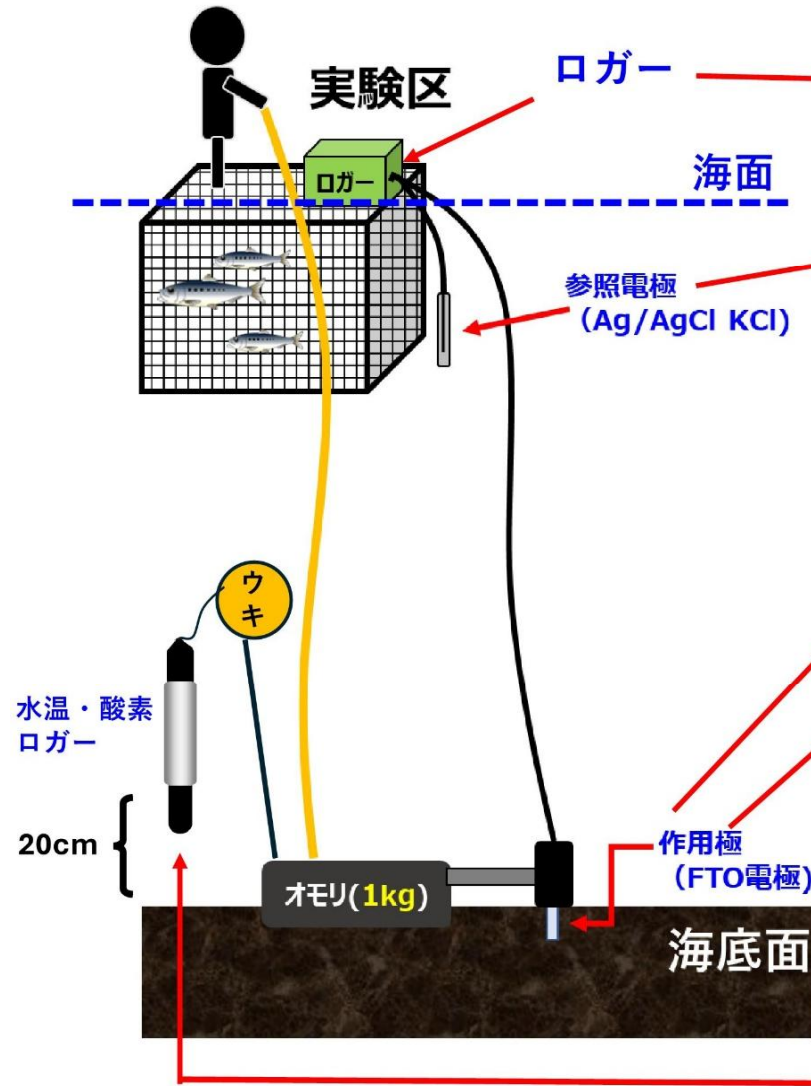
海藻等の繁茂による生け簀の目詰まりには十分に配慮し、ブリの成長速度が最大になるように努めること。

8) 漁場環境測定

当所所有の漁場環境測定機器を担当職員が生け簀直下の海底と生け簀の筏上に設置するので、設置作業のサポートを行うこと。設置機器のイメージは別紙2のとおりとする。

育成期間の前後及び期間中の合計4回、各1日、生け簀直下または近傍において採泥を伴う環境調査を実施するため、調査実施日の調整を行った上で調査員の生け簀への案内と調査の実施を可能とすること。なお、調査はすべて生け簀筏上で行い、潜水調査は実施しない。

【底層環境モニタリングの概念図】



現場設置型 底質電位センサー装置一式



水温・溶存酸素ロガー



ブリ育成業務業務内容フロー図

- ・使用するブリの平均体重は概ね1kg、計430尾
- ↓
- ・飼育箇所は、ブリ類の出荷用魚を育成した実績がある箇所もしくはその近隣
- ↓
- ・200尾ずつ2基の生け簀(対照区と昆虫区、各概ね6m×6m×6m)に収容
- ・残りの30尾については、体重測定を行い、魚体は廃棄する
- ↓
- ・飼料等の給餌作業
育成期間は130日間を目標とし、個体の平均体重が開始時に比較して1.0kg以上増重させること。
- ↓
- ・育成魚の健康管理
- ・育成環境の整備
- ↓
- ・育成魚の斃死確認と体重測定
- ↓
- ・漁場環境測定
- ↓
- ・成果品提出
育成したブリを各区より30尾ずつ水揚げし、活け締め後に業務内容6)の測定を行い、担当職員の検査に合格すること。
検査後、以下のように処理し、当機構横浜庁舎に送付すること。
送付するブリは各区で30尾、計60尾を予定。
○各区20尾を氷冷蔵詰めし、当機構横浜庁舎に送付する。
○各区10尾を五枚卸とし、真空パック後、-30度ブライン凍結し、当機構横浜庁舎に送付する。
また、横浜庁舎へ運送する60尾以外の生存個体については、
担当職員が指定する日に活け締めをおこない、検査合格後、別途当所が契約する運送業者へ引き渡すこと。

